

# 図 書 室 要 覧

平成23年 4 月



議会事務局調査法制課



## 1 図書館の設置の目的及び根拠

本市議会図書室は、地方自治法第100条第18項の規定に基づき、議員の調査研究に資するため、昭和23年9月に設置されています。

## 2 所在

議会棟8階（書庫101.92㎡を含み面積277.92㎡）

## 3 図書館の利用

### (1) 利用者の範囲

図書室は、本市議会議員のほか、議員の調査研究に支障のない範囲において、本市職員、市政記者クラブに所属する報道関係者、議長が特に許可した者が利用できます。

### (2) 利用手続

図書室内での閲覧は、係員に申し出て行うことができます。図書の貸出は、係員に申し出て、所定の手続を行ってください。貸出期間と冊数は原則として次のとおりです。

	貸出日数	貸出冊数
単行図書	7日以内	3冊以内
雑誌その他	3日以内	3冊以内

## 4 蔵書、利用の状況

(1) 蔵書総数…23,646冊

(2) 貸出冊数…609冊（平成22年度）

(3) 利用状況（平成22年度）（単位：人）

区分	議員	職員	その他	計	1日平均
室内	35	4,009	25	4,069	16.7
室外	11	350	0	361	1.5
総数	46	4,359	25	4,430	18.2

(4) 逐次刊行物等受入一覧(主なもの)

### ア 官報等

官報	衆議院会議録	衆議院委員会議録
参議院会議録	参議院委員会会議録	

### イ 加除式法規集等

現行日本法規	質疑応答議会運営実務提要	議会運営質疑応答集
福岡県例規全集	地方自治法質疑応答集	Q&A 議会人の危機管理
地方債質疑応答集	地方自治関係実例判例集	Q&A実務地方自治法
注釈地方自治法	体系地方自治判例集	最新地方行政キーワード

## ウ 白書類

地方財政白書	食料・農業・農村白書	防災白書
子ども・若者白書	森林・林業白書	交通安全白書
厚生労働白書	水産白書	日本の防衛
環境白書	通商白書	土地白書
労働経済白書	中小企業白書	情報通信白書
国民生活白書	観光白書	男女共同参画白書
経済財政白書	国土交通白書	子ども・子育て白書
科学技術白書	消防白書	障害者白書
外交青書	警察白書	高齢社会白書
文部科学白書	犯罪白書	

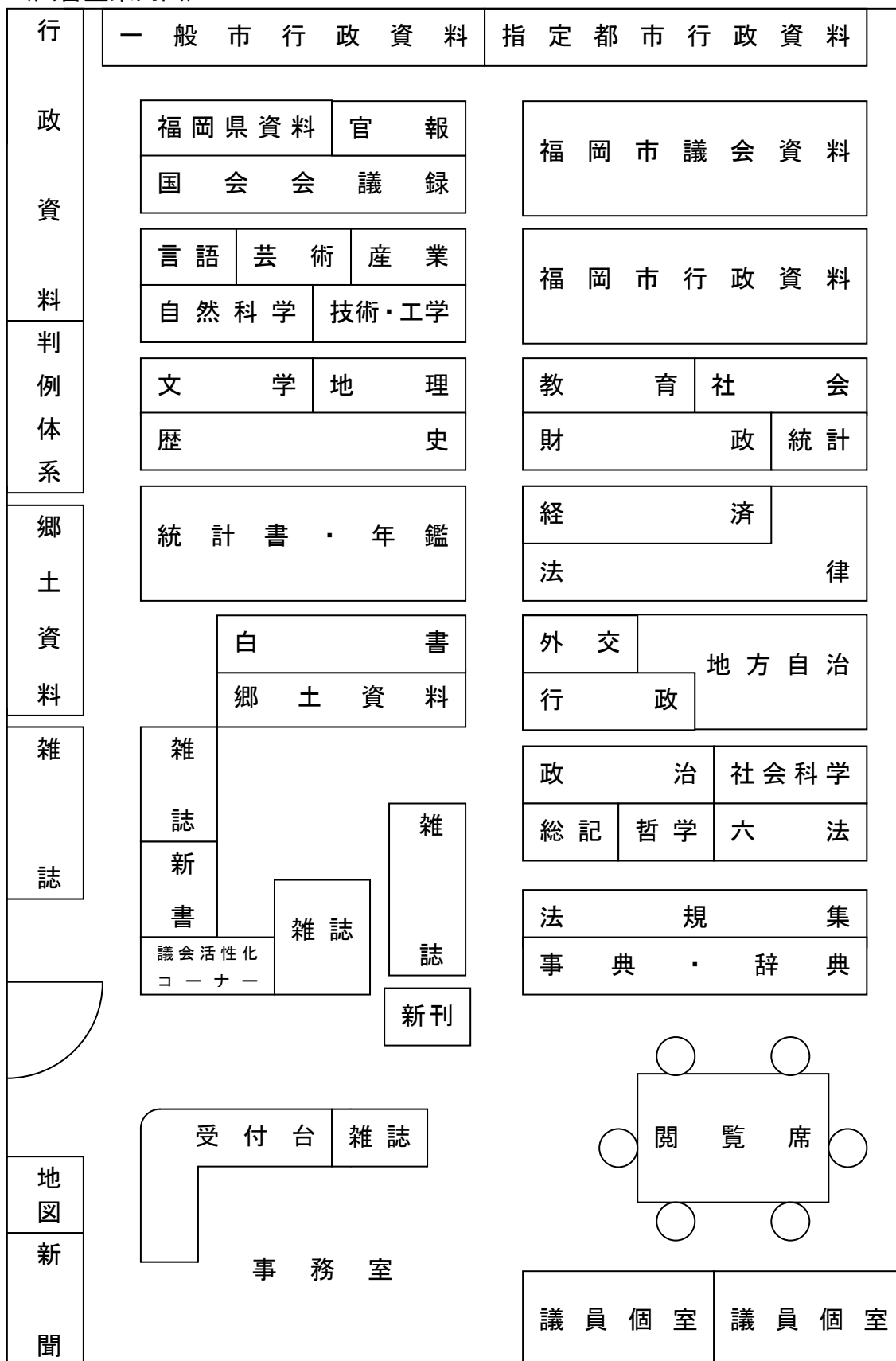
## エ 年鑑・統計書類

国会便覧	住民基本台帳人口要覧	地方債の手引
行政機構図	民力	改正地方財政詳解
日本都市年鑑	世界の統計	改正地方税制詳解
都市データパック	全国市町村要覧	地方交付税制度解説
日本統計年鑑	社会保障年鑑	日本国勢図会
地方財政要覧	保険と年金の動向	福岡県統計年鑑
地方財政統計年報	国民の福祉の動向	福岡市統計書
図説日本の財政	国民衛生の動向	

## オ 雑誌類

時の法令	自治フォーラム	都市問題
法令解説資料総覧	地方行政	公共政策研究
ジュリスト	自治日報	財界九州
判例タイムズ	出版ニュース	中央公論
判例地方自治	地方自治職員研修	文藝春秋
法学セミナー	ガバナンス	
地方議会人	自治体情報誌D-file	
議会政治研究	日経グローバル	
自治体法務研究	行政管理研究	
地方自治	地方財務	
自治研究	厚生労働	
自治実務セミナー	地域開発	

(図書室案内図)



## 【議会図書室】



図書室全景



議員個室（2室あります）



福岡市議会会議録（左）



議会活性化コーナー



雑誌コーナー



新刊図書コーナー

## 5 図書室関係法規

### ○地方自治法（抄）（昭和22年4月17日法律第67号）

#### 第100条

1～15 <略>

16 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

17 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。

18 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

19 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

### ○福岡市議会図書室規程（昭和23年8月5日制定）

第1条 福岡市議会に、地方自治法第100条第18項の規定により、福岡市議会図書室（以下「議会図書室」という。）を設ける。

第2条 議会図書室には、官報、公報その他の刊行物並びに適当な図書、新聞、雑誌を備える。

第3条 議会図書室は、議員の利用に支障がない場合に限り、一般にこれを利用させることができる。

第4条 議会図書室は、市議会議長がこれを管理する。

第5条 議会図書室に関する必要な細則は、議長がこれを定める。

#### 附 則

この規程は、昭和23年9月1日から、これを施行する。

#### 附 則（平成13年11月22日議会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成15年3月13日議会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成20年9月4日議会規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

### ○福岡市議会図書室運営規程（昭和42年4月1日議会規程第1号）

#### （目的）

第1条 この規程は、福岡市議会図書室（以下「図書室」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

#### （図書室の開閉時間）

第2条 図書室の開閉時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の開閉時間は、必要があると認めるときは、これを変更することがある。

#### （利用者の範囲）

**第3条** 図書室の利用は、議員の調査研究に支障のない範囲において、次に掲げる者が利用できる。

- (1) 福岡市職員
- (2) 市政記者クラブに所属する報道関係者
- (3) 議長が特に許可した者

(閲覧の種類)

**第4条** 図書、雑誌、その他の資料（以下「図書等」という。）の閲覧は、室内、室外の2種とする。

(閲覧の手続)

**第5条** 図書室内において閲覧をする者は、その旨係員に申出て、その承認を得なければならない。

- 2 図書室外において閲覧をする者は、係員の承認を得て、その指示に従って手続をとらなければならない。

(室外貸出しの期間と冊数)

**第6条** 図書室の室外貸出期間は、単行図書については7日以内、雑誌その他の資料については3日以内とし、1人に貸出す冊数は、3冊以内とする。ただし、特別の理由により必要と認められる場合は、長期貸出しを行ない、又は規定の冊数以上の貸出しをする。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸出期間中でも、図書室において必要があるときは、返還を求めることがある。

(室外閲覧の制限)

**第7条** 次に掲げるものは、室外閲覧をすることができない。ただし、特に必要があると認められる場合は、室外閲覧を許可することがある。

- (1) 官報、公報及び法規類集
- (2) 新聞及び日刊類
- (3) 辞書
- (4) その他議長が定めたもの

(図書等の汚損)

**第8条** 図書等を汚損したときは、補修して返納しなければならない。

(図書等の弁償)

**第9条** 図書等を紛失その他の理由により返納できないときは、同種の図書等で弁償しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、類似の図書等で弁償することを認める。

(図書等の整理)

**第10条** 単行図書は、購入又は寄贈の年月日順に図書原簿に登録し、蔵書印を押し、分類整理して保存する。

- 2 雑誌、官報、公報及びこれに類する刊行物は、購入又は寄贈の年月日順に受付簿に登録し、受付印を押し、分類整理して保存する。

(図書等の消毒・検査)

**第11条** 毎年1回図書等の消毒を実施し、併せて図書等の検査及び補修を行なう。この



期間中図書室の利用は、これを停止する。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 福岡市議会図書室事務取扱手続（昭和23年9月13日制定）は、廃止する。

**附 則**（平成5年5月20日議会規程第1号）

この規程は、平成5年5月23日から施行する。



---

平成23年 4月  
福岡市議会事務局調査法制課  
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1  
TEL 092-711-4749 FAX 092-733-5869